金融庁「顧客本位の業務運営に関する原則」「プロダクトガバナンスに関する補充原則」に対する当社取組方針の非該当一覧

●金融庁「顧客本位の業務運営に関する原則」原則５（注２）及び原則６（注２）を非該当とする理由

当社は複数の金融商品・サービスをパッケージとして取り扱うことがないため、本原則は対象としていません。

●金融庁の「プロダクトガバナンスに関する補充原則」補充原則１、補充原則２（注１）（注２）補充原則３（注１）（注２）（注３）、補充原則４（注１）（注２）（注３）、補充原則５（注１）（注１）を非該当とする理由

当社は金融商品の組成に携わることがないため、本原則は対象としていません。